

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和 6 年 4 月 1 日

公共下水道管理者 様

申請者

住所 愛媛県今治市別宮町 1 - 4 - 1

電話 0898-23-5616

氏名 株式会社 ○○○○○
代表取締役 △△△△

下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、特定施設について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	今治下水道管理事務所(事業場名)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	今治市天保山町 4-6-2	※受理年月日	令和 年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	19-ト繊維製品の製造業の染色施設	※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙 1 のとおり	※審査結果 ※備考	
△ 特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり		
△ 汚 水 の 処 理 の 方 法	別紙 3 のとおり		
△ 下 水 の 量 及 び 水 質	別紙 4 のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別図 1 のとおり		

備考 1. △印の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。

2. ※印の欄には記載しないこと。

3. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 1

特 定 施 設 の 構 造

施 設 名 (特 定 施 設 番 号)		19-ト繊維製品の製造業の染色施設	
型 式		〇〇-◇◇型 (別添カタログのとおり)	
構 造	材 質	ステンレス製	
	形 状	(別添カタログのとおり)	
	主 寸 法 要 法	10m×1.7m×1.5m (長さ×奥行×高さ)	
能 力		1回あたりタオル10kgを染色	
設 置 数		3台	
主 要 機 械 又 は 主 要 装 置 の 配 置		別図(1(2))のとおり	
新設変更の着手予定		令和 6年 8月 1日	
完 成 予 定		令和 6年 9月 1日	
使 用 開 始 予 定		令和 6年 9月15日	
そ の 他 参 考 事 項			

備考 構造、主要寸法及び能力の欄の記載については、詳細な図面を利用して、その概要を明記すること。

特 定 施 設 の 使 用 の 方 法

施 設 名	19-ト繊維製品の製造業の染色施設
設 置 場 所	別図（1(2)）のとおり
操 業 系 統	別図（2）のとおり
1 日の使用時間	8 : 00 ～ 11 : 00 13 : 00 ～ 17 : 00 (計 7 時間/日で、月曜～金曜(祝日除く)に稼働)
使用の季節的 変動の概要	季節変動はなし
原材料の種類 使 用 方 法 及 び 量	着色剤 (〇〇(型番))を 0.1kg/日使用
廃液の分離方法	油水分離装置
使用時の汚水量 及 び 水 質	別図(3)のとおり
その他の記載事項	

備考 使用時の汚水量及び水質の欄の記載については、別図によることとし、操業系統の図面をかねて記入してもよい。

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

施 設 名	油水分離装置
污水处理施設の設置場所	別図（1（2））のとおり
着 工 予 定 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 日
完 成 予 定 年 月 日	令和 6 年 9 月 1 日
使用開始予定年月日	令和 6 年 9 月 1 5 日
污水处理施設の種類・型式・ 構造・能力及び処理の方法	コンクリート製の油水分離装置 処理能力は10kg/月で、計算根拠は別添のとおり
汚 水 等 の 処 理 系 統	別図（3（2））のとおり
汚水等の集水及び導水方法	別図（1（4））のとおり
污水处理施設の使用時間及びその 季節的変動の概要	特定施設の稼働時間にあわせて使用
汚水等の処理に要する消耗資材 の1日当りの用途別使用量	なし
処理前後の水量及び水質	処理前：n-ヘキサン抽出物質（動植物油）を25mg/L程度含有 処理後：n-ヘキサン抽出物質（動植物油）を3mg/L程度含有
残渣の量及びその処理方法	残渣として汚泥が10kg/月程度発生し、 3か月に1度程度、産業廃棄物して廃棄処理
排 除 場 所	公 共 下 水 道
そ の 他 の 記 載 事 項	

- 備考1. 汚水等の集水及び導水方法の欄の記載については、別図によることとし、特定施設から污水处理施設に至る導水路、ならびに工場内の排水系路を明らかにすること。
2. 処理前後の水量及び水質の欄の記載については、別図によることとし、汚水等の集水及び導水方法の欄の図面に記入してもよい。

			排水口	No. 1 (工程系)	No. 2 (生活系)	総合
物 質 又 は 項 目		基 準 値	排水 量 単位	平均 15m³/日	平均 1m³/日	平均 16m³/日
				最大 20m³/日	最大 1.5m³/日	最大 21.5m³/日
生活環境項目	温 度	45 以下	℃			
	沃 素 消 費 量	220 以下	mg/ℓ			
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 未満	mg/ℓ			
	水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満		7 (5.8～8.6)		7 (5.8～8.6)
	生物化学的酸素要求量 (B. O. D)	600 未満	mg/ℓ	100(最大時 150)		100(最大時 150)
	浮遊物質	600 未満	mg/ℓ	20(最大時 30)		20(最大時 30)
	n-ヘキサン抽出物質 (鉱油)	5 以下	mg/ℓ	0.5(最大時 1)		0.5(最大時 1)
	n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)	30 以下	mg/ℓ	15(最大時 20)		15(最大時 20)
	窒素含有量	240 未満	mg/ℓ			
	燐含有量	32 未満	mg/ℓ			
	フェノール類	5 以下	mg/ℓ			
	銅及びその化合物	3 以下	mg/ℓ			
	亜鉛及びその化合物	2 以下	mg/ℓ			
	鉄 (溶解性)	10 以下	mg/ℓ			
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 以下	mg/ℓ			
	総クロム	2 以下	mg/ℓ			
	健康項目 (有害物質)	カドミウム	0.03 以下	mg/ℓ		
シアン		1 以下	mg/ℓ			
有機燐		1 以下	mg/ℓ			
鉛		0.1 以下	mg/ℓ			
六価クロム		0.2 以下	mg/ℓ			
砒素		0.1 以下	mg/ℓ			
総水銀		0.005 以下	mg/ℓ			
アルキル水銀		検出されないこと				
P. C. B		0.003 以下	mg/ℓ			
トリクロロエチレン		0.1 以下	mg/ℓ			
テトラクロロエチレン		0.1 以下	mg/ℓ			
ジクロロメタン		0.2 以下	mg/ℓ			
四塩化炭素		0.02 以下	mg/ℓ			
1・2-ジクロロエタン		0.04 以下	mg/ℓ			
1・1-ジクロロエチレン		1 以下	mg/ℓ			
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下	mg/ℓ			
1. 1. 1-トリクロロエタン		3 以下	mg/ℓ			
1. 1. 2-トリクロロエタン		0.06 以下	mg/ℓ			
1. 3-ジクロロプロペン		0.02 以下	mg/ℓ			
チウラム		0.06 以下	mg/ℓ			
シマジン		0.03 以下	mg/ℓ			
チオベンカルブ		0.2 以下	mg/ℓ			
ベンゼン		0.1 以下	mg/ℓ			
セレン及びその化合物		0.1 以下	mg/ℓ			
ほう素及びその化合物 (河川)		10 以下	mg/ℓ			
ほう素及びその化合物 (海域)		230 以下	mg/ℓ			
フッ素及びその化合物 (河川)		8 以下	mg/ℓ			
フッ素及びその化合物 (海域)		15 以下	mg/ℓ			
1, 4-ジオキサン		0.5 以下	mg/ℓ			
ダイオキシン類		10 以下	pg-TEQ/ℓ			

別図1

(1) 設置場所略図



(2) 建屋内の情報

建屋内の情報（特定施設の場所など、機器の配置図）

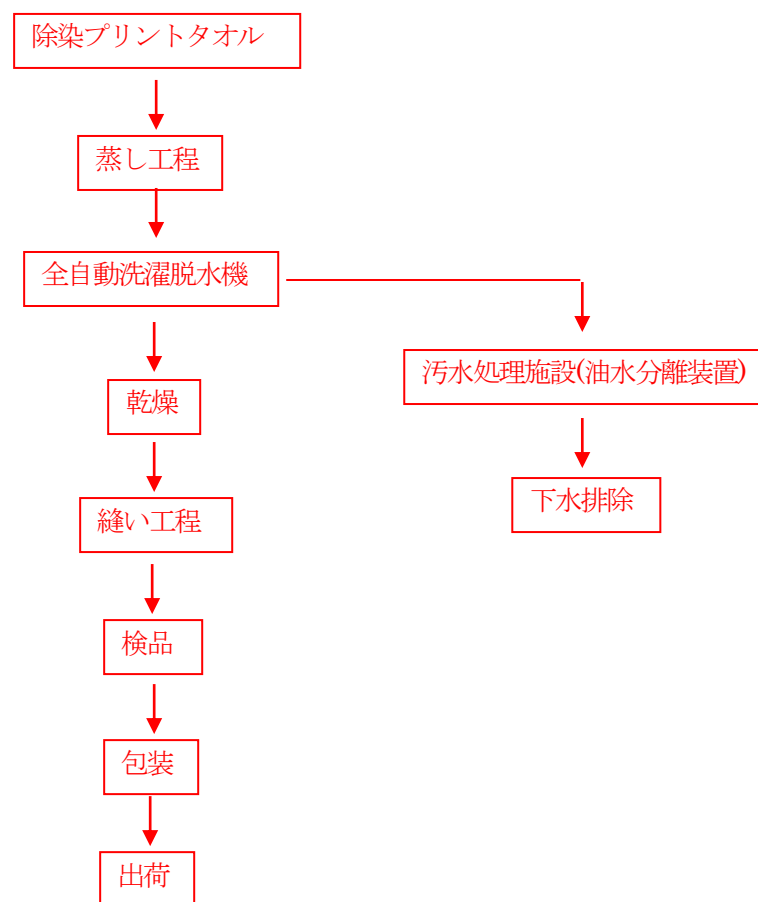
(3) 用水の系統図

建屋内の用水の図面

(4) 排水の系統図

建屋内の排水の図面

別図2 操業の系統

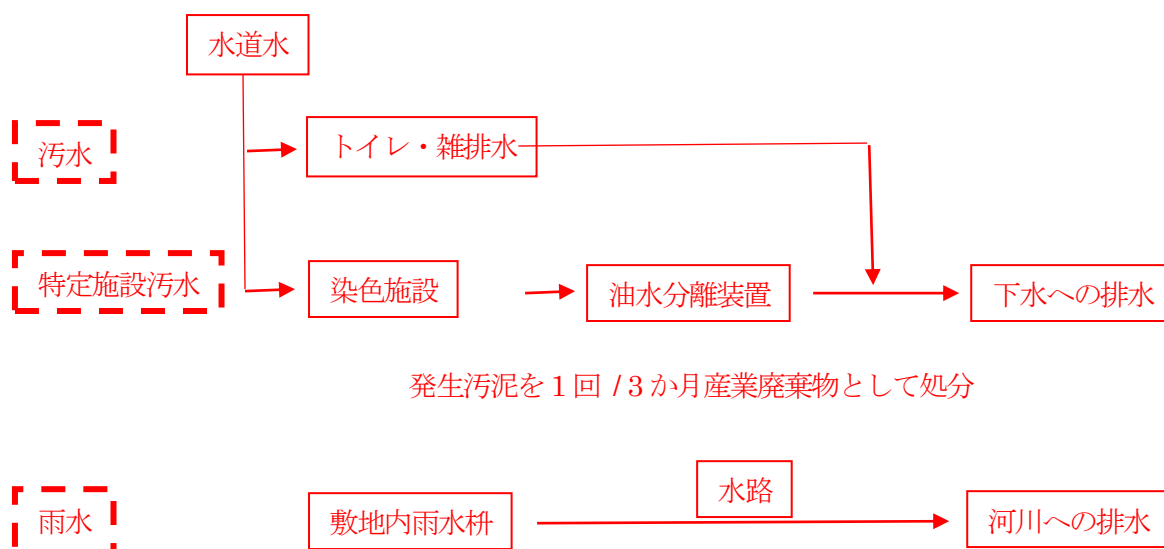


3 用水・廃水系統
機器配置 等の略図
汚水処理系統

(1) 用水量

用水の別		水道水	地下水	その他()	合計
水量	通常	16	0	0	16
m3/日)	最大	21.5	0	0	21.5

(2) 用水・廃水系統



(3) 汚水処理系統

① 汚水処理の系統は、「(2) 廃水系統」および処理系統図のとおり。
(特定施設の排水経路は着色部分が該当)

② 汚水処理の状況
処理施設：油水分離装置

③ 処理水質

処理水質 項目	処理前		処理後	
	通常	最大	通常	最大
BOD	500	600	15	20
SS	500	600	1.5	2
n-ヘキサン抽出物(鉍)	4	5	0.5	1
n-ヘキサン抽出物(動植)	25	30	3	6

単位：mg/L